

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十六年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年四月十一日奈良県指令桜土第四六一一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年六月三十日桜土第六六一一号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市安倍木材団地二丁目四番二一、四番二二及び四番二三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字阿部五二七番地

ウラベ商事株式会社 代表取締役 ト部能尚